

所管課：教育部生涯学習課

期 間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和3年度 文化センター管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	○北本市中央公民館 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的を達成するため、法第21条第1項の規定に基づき、住民の教養、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 ○北本市立中央図書館 図書館法(昭和25年法律第118号)第1条の目的を達成するため、同法第10条の規定に基づき、住民の健全な発達を図り、教育と文化の発展に寄与することを目的とする。
施設内容	北本市中央公民館及び北本市立中央図書館の複合施設を総称して、北本市文化センターという。 ○北本市中央公民館 舞台付ホール(定員726人)、研修室(4 内1IT室)、展示ホール、プラネタリウム(定員70人)、創作室、会議室(5)、和室、練習室、児童室 ○北本市立中央図書館 一般開架室、閉架書庫、朗読集会室、児童図書コーナー、学習コーナー、えほんコーナー
指定管理料の支出額	協定締結額 238,914,773円 支出済額 238,914,773円

2 指定管理者

名 称	acTrC 北本ネットワーク (あくとーくきたもとねっとわーく)
所 在	代表企業 株式会社 東急コミュニティー 東京都世田谷区用賀四丁目10番地1 構成企業 株式会社 図書館流通センター 東京都文京区大塚三丁目1番1号 構成企業 アクティオ株式会社 東京都目黒区東山1丁目5番4号 KDX 中目黒ビル6階
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年)
業務範囲	1 文化センターの維持管理に関する業務 (1) 施設、設備及び備品の維持管理業務 (2) 建築物環境衛生管理業務 2 中央公民館に関する業務 (1) 施設の利用許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務

	<p>(3) 公民館講座の開設に関する業務</p> <p>(4) 自主文化事業の企画、実施に関する業務</p> <p>(5) プラネタリウムの管理、事業実施に関する業務</p> <p>3 中央図書館に関する業務</p> <p>(1) 中央図書館及び分室の運営に関する業務</p> <p>(2) 図書館奉仕等業務</p> <p>(3) 蔵書の管理に関する業務</p> <p>4 その他、施設の目的を達成するために必要な業務であって、教育委員会と協議の上、定めた業務</p>
--	---

3 管理運営の実績

施設の利用状況等	<p>条例・規則、仕様書に基づいた受付、貸出が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央公民館の貸館利用件数は 5,903 件、利用人数は 80,235 人で、それぞれ 47.1%増及び 73.2%増。 中央図書館の来館者数及び貸出利用者数は、175,388 人と 76,933 人（ともにこども図書館含まず）で、25.8%増及び 32.6%増。
料金の収受の状況	<p>条例・規則、協議に基づき収受が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 8,658,750 円で前年度 4,129,770 円から約 109.7%増。
自主事業の状況	<p>きたもと名画座『翔んで埼玉』、『ムヒカ～世界でいちばん貧しい大統領から日本人へ』や「杉山公章コンサート」、「加藤登紀子コンサート」等のほか、「トリプル・ライブ北本でショー」、「東京音楽大学提携シリーズコンサート」等多くの事業を実施した。</p>
施設維持管理の状況	<p>清掃、設備の点検・保守、各種検査・測定、警備、施設・設備の修繕が行われた。</p>
収支の状況	<p>(1) 収入 249,111,303 円</p> <p> 利用料金 8,658,750 円、公民館事業収入 1,327,000 円、指定管理料 238,914,773 円、その他収入 210,780 円</p> <p>(2) 支出 255,220,087 円</p> <p> 人件費 135,346,851 円、公民館・図書館事業費 7,887,715 円、管理費 59,419,682 円、事務費 25,350,006 円、本社管理費 27,215,833 円</p> <p>(3) 収支 ▲ 6,108,784 円</p>

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	<p>活動内容としては、「芸術・文化・教育」が 39%、「会議」が 21%、「スポーツ」が 17%、「手芸」が 11%、「音楽」が 6%、「研修」が 5%となっている。また、Wi-Fi 設備の運用を令和 3 年 8 月から開始したことから、アンケートにおいて「会議室の Wi-Fi を毎回利用している」が 12%、「Wi-Fi をオンライン会議に使用している」が 16%となっており、コロナ禍での新しい利用方法が見受けられる。</p>
利用者の意見、苦情等とその	<p>大型台風の接近が予報された場合でも、利用日の変更に融通が利かないことについての苦情があった。</p>

対応	<p>この点について、指定管理者と協議し、「台風や大雪等が予測される場合」には、利用日の変更を可能とするルールを定め、他の指定管理者も含め周知を徹底した。</p> <p>近年は、台風や大雪等、天気予報の精度が上がり、また、国としても自然災害に対し命を守る行動を取るよう呼びかけていることから、自然災害が予測されるような場合には、事前に連絡をすれば、1週間程度の変更猶予期間を設け、対応するよう改めた。</p>
----	--

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣では数少ないプラネタリウムを活用した事業を事業者と協議し、強みとして活用すること。
----	--

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の通知、審議等の答申、研究報告等を踏まえつつ、現状における課題に対して具体的な取り組みを明示すること。 ・指定管理者が応募時に提案した内容に対して、指定管理者、市がどう実施するか費用負担を明らかにし、項目別に整理して進捗状況を管理すること。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会答申で指摘された「公民館になじみが薄いとされる若年層」を引き付けるため、「夏休み子ども公民館」や「子ども劇場」を積極的に開催した。 ・提案事業に関する履行状況確認表を作成し、進捗状況を管理している。

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○ C：履行に重大な問題がある
所見	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会は、公民館が果たすべき役割について、文科省等の通知、答申、提言に対する考え方を踏まえ、指定管理者と連携して、今後の基本方針と具体策を検討すること。

(評価実施日 令和4年7月12日)